

佐賀県訓令甲第 1 号

県土整備部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の 6 略</p> <p>(27)の 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の認定（長期優良住宅建築等計画（共同住宅以外の住宅、<u>登録住宅性能評価機関の適合審査を受けた住宅及び登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた住宅</u>に係るものに限る。以下同じ。）に係るものに限る。）に関する事 こと。</p> <p>(27)の 8～(41) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(27)の 6 略</p> <p>(27)の 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の認定（長期優良住宅建築等計画（共同住宅以外の住宅であって、<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 5 項の規定により長期優良住宅法第 6 条第 1 項第 1 号（長期優良住宅法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているものとみなされるもの</u>に係るものに限る。以下同じ。）に係るものに限る。）に関する事 こと。</p> <p>(27)の 8～(41) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この訓令は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。